

<報道発表資料>

令和6年5月1日

自動車税チャットボットを導入しました ～いつでもチャットボットにお尋ねください！～

- 埼玉県では、自動車税に関するご質問に24時間365日対応するため、AIチャットボットを導入しました。
- お持ちのパソコンやスマートフォンから、いつでもどこでも質問ができるようになりました。

1 アクセス方法

埼玉県税務課ホームページからアクセスできます。

(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kouhou/jidoushazei_chatbot.html)

画面右下に表示されている「コバトン」と「さいたまっち」のアイコンをクリックし、チャットボットを起動してください。

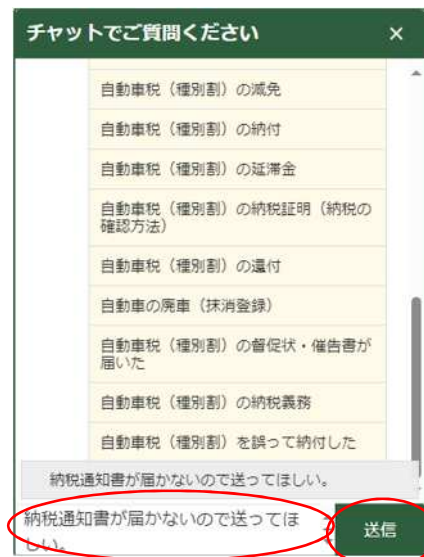


※こちらのアイコンをクリックしていただくと、チャットボットが起動します。

2 ご利用方法

質問例①納税通知書が届かない場合

(1) 「納税通知書が届かないので送ってほしい。」と入力ボックスに入力し、「送信」ボタンを押します。



(2) 「車検証（自動車検査証）の登録住所から変更がない場合」、「車検証（自動車検査証）の登録住所から変更がある場合」などの選択肢が示されます。

答えに近い内容の選択肢を選択してください。

この例では、「車検証（自動車検査証）の登録住所から変更がない場合」を選択します。

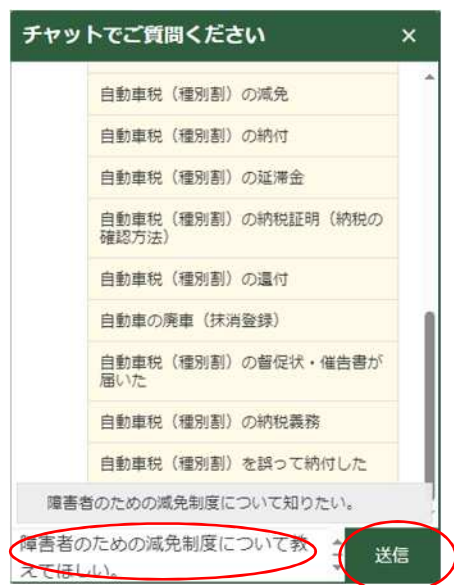
The screenshot shows a chat window titled "チャットでご質問ください" (Please ask your question in chat). A user message asks for a tax notice. The chatbot responds with a question about the registration address for the vehicle inspection certificate. Two options are provided: "車検証（自動車検査証）の登録住所から変更がない場合" (No change in registration address) and "車検証（自動車検査証）の登録住所から変更がある場合" (Change in registration address). The first option is circled in red. At the bottom, there is a text input field and a "送信" (Send) button.

(3) チャットボットが回答します。

The screenshot shows the chatbot's response to the selected option. The message states that the registration address was sent on May 7th and asks for patience until May 16th. It provides contact information for the Saitama Automobile Tax Call Center (0570-012-229) and lists the service hours (8:30 AM to 5:15 PM, excluding holidays). Below the message are two buttons: "はい" (Yes) and "いいえ" (No). At the bottom, there is a text input field and a "送信" (Send) button.

質問例②障害者の減免制度について知りたい場合

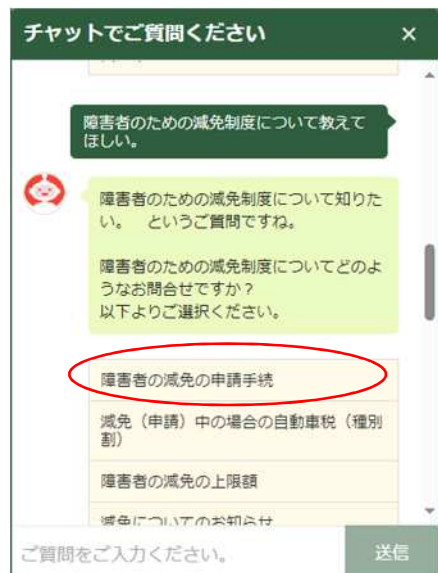
(1) 「障害者のための減免制度について教えてほしい。」と入力ボックスに入力し、「送信」ボタンを押します。



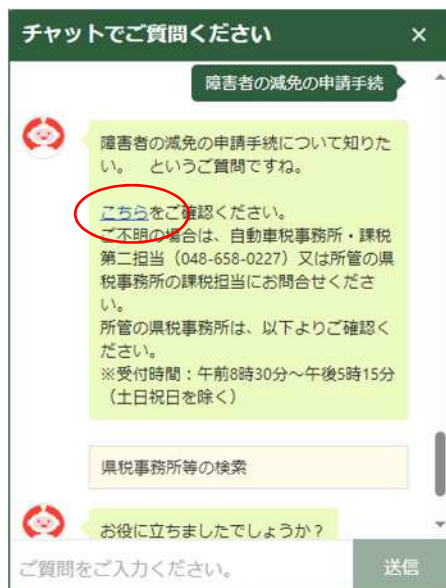
(2) 「障害者の減免の申請手続」、「減免（申請）中の場合の自動車税（種別割）」などの選択肢が示されます。

答えに近い内容の選択肢を選択してください。

この例では、「障害者の減免の申請手続」を選択します。



(3) チャットボットが回答します。



※更に詳しくお知りになりたい場合は、「[こちら](#)」をクリックしていただくと県のホームページの説明画面へご案内します。

3 ご利用に当たって

- ・ 自動車税に関するよくあるご質問にお答えします。
- ・ 入力は日本語のみに対応しています。簡潔な質問文を入力してください。
- ・ 個人情報を入力しないでください。個人情報を入力しても個別具体的な回答はできません。
- ・ 自動車税チャットボットの利用料は無料です。ただし、インターネット回線の利用料は、ご利用者の負担となります。

※システムメンテナンス日は、チャットボットが休止する場合があります。

※ご質問によっては、チャットボットでお答えできないことがあります。

その場合は、埼玉県自動車税コールセンター（0570-012-229）にお問合せください。

受付時間 午前 8:30 から午後 5:15 まで（土日祝日を除く）